

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
26	札幌市難病患者等面接相談事業の実施に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

札幌市は、札幌市難病患者等面接相談事業の実施に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	-
------	---

評価実施機関名

札幌市長

公表日

令和7年6月26日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	札幌市難病患者等面接相談事業の実施に関する事務
②事務の概要	札幌市難病等地域支援対策推進事業実施要綱に基づき、難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号。以下「難病法」）第5条第1項に規定する指定難病の患者等及びその家族に対し、日常生活上及び療養上の悩みについて、相談、助言等を行い、疾病に対する不安の解消を図ることや、保健、医療、福祉その他の諸制度及びサービスに関する情報提供を行うことを目的とした面接相談事業を実施している。 ・当該事業の対象者との面接相談記録を作成する。
③システムの名称	札幌市難病情報システム
2. 特定個人情報ファイル名	
札幌市難病患者等面接相談ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第2項及び札幌市個人番号利用条例
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施しない] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	札幌市保健福祉局保健所保健管理課
②所属長の役職名	保健管理課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	郵便番号060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目 総務局行政部行政情報課
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒060-0042 札幌市中央区大通西19丁目 WEST19 札幌市保健福祉局保健所保健管理課
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年3月31日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年3月31日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [○]接続しない(入手) [○]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー登録事務においては、対象者は住登者に限られており、全件住基システムからの自動連携となっているため、人為的ミスの発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。	
9. 監査		
実施の有無	[☐] 自己点検 [☐] 内部監査 [] 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[特に力を入れて行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	システムのユーザー登録・削除については、人事異動があった際には、適宜、登録・削除を行っているため、担当外職員の不正利用は不可能となっている。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年3月7日	I－5②所属長の役職名	健康企画課長 江連 英夫	健康企画課長	事後	様式改定に伴う記載項目の追加のため、重要な変更にあたらない
平成31年3月7日	I－8特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	〒060-0042 札幌市中央区大通西19丁目 WEST19ビル3階 札幌市保健福祉局保健所健康企画課	〒060-0042 札幌市中央区大通西19丁目 WEST19ビル2階 札幌市保健福祉局保健所健康企画課	事後	事務室の異動による記載変更のため、重要な変更にあたらない
平成31年3月7日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	(記載なし)	平成30年4月1日時点	事後	時点修正
平成31年3月7日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	(記載なし)	平成30年4月1日時点	事後	時点修正
平成31年3月7日	IV リスク対策	(なし)	項目を追加	事後	様式改定に伴う記載項目の追加のため、重要な変更にあたらない
令和3年11月1日	I－8特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	〒060-0042 札幌市中央区大通西19丁目 WEST19ビル2階 札幌市保健福祉局保健所健康企画課	〒060-0042 札幌市中央区大通西17丁目 ノフム大通ビル4階 札幌市保健福祉局保健所健康企画課	事後	事務室の異動による記載変更のため、重要な変更にあたらない
令和3年11月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成30年4月1日時点	令和3年9月1日時点	事後	時点修正
令和3年11月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成30年4月1日時点	令和3年9月1日時点	事後	時点修正
令和7年6月26日	I－5.評価実施機関における 担当部署 ①部署	札幌市保健福祉局保健所健康企画課	札幌市保健福祉局保健所保健管理課	事後	機構名称の変更による記載変更のため、重要な変更にあたらない。
令和7年6月26日	I－5.評価実施機関における 担当部署 ②所属長の役職名	健康企画課長	保健管理課長	事後	機構名称の変更による記載変更のため、重要な変更にあたらない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年6月26日	I－8.特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ連絡先	〒060-0042 札幌市中央区大通西17丁目 ノワム大通ビル4階 札幌市保健福祉局保健所健康企画課	〒060-0042 札幌市中央区大通西19丁目 WEST19 札幌市保健福祉局保健所保健管理課	事後	事務室の異動及び機構名称の変更による記載変更のため、重要な変更にあたらない。
令和7年6月26日	II－1.対象人数 いつ時点の計数か	令和3年9月1日時点	令和7年3月31日時点	事後	時点修正
令和7年6月26日	II－2.取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年9月1日時点	令和7年3月31日時点	事後	時点修正
令和7年6月26日	IV-8.人手を介在させる作業	(なし)	項目を追加	事後	様式改定に伴う記載項目の追加のため、重要な変更にあたらない。
令和7年6月26日	IV-11.最も優先度が高いと考えられる対策	(なし)	項目を追加	事後	様式改定に伴う記載項目の追加のため、重要な変更にあたらない。